

原爆被害等を疑似体験できるVR映像を収録したVRゴーグルの貸出要綱

(総則)

第1条 この要綱は、広島市（以下「本市」という。）が、原爆投下時の悲惨さや復興した現在の広島の状況をVR（バーチャルリアリティ）映像で疑似体験できるVRゴーグル（以下「ゴーグル」という。）を貸し出すに当たり、必要な事項を定めるものである。

(貸出しの対象)

第2条 ゴーグルの貸出しは、国、地方公共団体、学校及び企業（以下「自治体等」という。）が主催又は共催する「ヒロシマの心」を共有する取組を対象とする。

- 2 自治体等が協賛、協力、後援又は補助する取組は対象としない。
- 3 営利を目的とする取組は対象としない。
- 4 前各項の定めにかかわらず、本市が特に認める場合はその限りではない。

(本要綱の遵守)

第3条 自治体等は、ゴーグルを借り受けるに当たり、この要綱に定める全ての事項を遵守するものとする。

(貸出申請)

第4条 自治体等は、ゴーグルを借り受けるに当たり、貸出申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、取組の概要が分かる書類を添えて本市に提出するものとする。

- 2 前項の貸出申請は、原則として、ゴーグルの使用本番（使用が複数日にわたる場合は、その初日）の1年前から受け付ける。
- 3 自治体等は、原則として、ゴーグルを借り受けようとする日（本市からゴーグルを発送する日のことをいう。）から14日前までに第1項の貸出申請書を本市に提出するものとする。

(貸出しの承認)

第5条 本市は、前条の貸出申請書を受領した後、記載内容を審査し、他の予約状況等を踏まえて貸出しの可否、期間及び台数を決定する。

- 2 ゴーグルの貸出台数は、原則として、2台までとする。
- 3 ゴーグルの貸出期間は、原則として、1か月以内（本市との往復に掛かる期間を含む。）とする。
- 4 同一の自治体等による同一年度内の複数回の使用は、これを妨げない。ただし、同時期に使用希望が集中する場合は、公平を期するため、当該年度において他の使用のない自治体等の申請を優先する。
- 5 前各項の定めにかかわらず、本市が特に認める場合はその限りではない。

(報告書の提出)

第6条 自治体等は、ゴーグルの返却後、取組の写真・チラシ・報道記事等を添えて、使用報告書（別記様式第2号）を本市に提出するものとする。

(貸出料金)

第7条 ゴーグルの貸出しは、無償とする。

(費用負担)

第8条 本市との往復運送費を含む、ゴーグルの借受けに係る経費等については、全て自治体等の負担とする。

(ゴーグルの取扱い)

第9条 自治体等は、ゴーグルを棄損、汚損若しくは亡失し、又は盗難等に遭うことのないよう、自らの責任において、常に細心かつ善良なる注意をもって取り扱わなければならない。

2 ゴーグルの使用及び保管場所は、直射日光が当たらない場所とし、高温多湿を避けるものとする。

3 自治体等は、ゴーグルを一般の使用に供する際には係員を配置するなど、ゴーグルの盗難防止に万全を期すものとする。

4 自治体等は、ゴーグルの使用の度に皮脂や汗、メイク等の汚れを清潔な布で拭き取るものとする。

5 自治体等はゴーグルを第三者に譲渡又は貸与することはできない。

(本市への損害賠償)

第10条 自治体等は、借り受けたゴーグルに棄損、汚損、亡失又は盗難等があった場合、その旨をただちに本市に通知するものとする。その損害の賠償については、本市との協議により決定する。

(第三者への損害賠償)

第11条 自治体等は、ゴーグルの借受けに関連して第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害を賠償しなければならないときは、自治体等がその賠償額を負担するものとする。

(本市の免責)

第12条 本市は、ゴーグルの貸出しに関連して自治体等又は第三者に及ぼした損害について、いかなる場合にもその損害賠償の責を負わない。

(日程調整)

第13条 自治体等は、本市と事前に調整の上、本市からの発送及び本市への返却の日時及び運送方法を決定するものとする。

2 本市からゴーグルを発送するに当たり、自治体等が指定する運送業者を介する場合は、運送に係る全ての連絡、調整及び手続きを自治体等が行うものとする。

(返却請求等)

第14条 本市は、自治体等のゴーグルの使用目的、取扱い及び運送方法等が不適切であると判断した場合、貸出しの承認や貸出期間にかかわらず、随時、貸出しを取りやめ、又は自治体等に対してゴーグルの即時返却を求めることができる。

2 自治体等は、前項に掲げる返却を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

3 自治体等は、第1項及び第2項に掲げる取りやめ又は返却により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を本市に請求することはできない。

(補則)

第15条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて本市と自治体等とが協議して、これを定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。